

申12期 2018年1月期 36協定交渉 第2回

要員不足検証の基礎になる標準数について 具体的な数字と認識を一致させる！！

第1回交渉において、会社が調査するとしていた本社及び本社付属機関の標準数に関する議論から交渉を再開しました。会社から、**本社及び本社付属機関における「標準数」に関する基本的な考え方**と、**数値**が示されました。

第2項では、10月の団体交渉以降発生・発覚した2件の36協定違反を受けて、**会社が絶対に繰り返さない決意をもって取り組む**ことを確認しました。

本社及び本社付属機関における標準数に関する会社の基本的な考え方

1. 本社及び本社付属機関においては、業務量等を勘案しながら現在員に重きを置いて必要な現在員を配置してきた。
2. 6事業所（東京総合病院[411]、健康推進センター[85]、新幹線運行本部[235]、信濃川発電所[67]、川崎発電所[70]、給電技術センター[74]）のように出面の確保が必要な箇所については、**標準数**（[]の数字）**として必要な要員数を配置**し、取り扱っている。
3. 他の4事業所（本社[938]、構造技術センター[44]、エネルギー管理センター[56]、研究開発センター[152]）に対して示した数字は、構造技術センターでは一部現業機関から移管した業務もあるが、**定例的な業務をおこなうために配置すべき要員数**（[]の数字）を示したものであり、本社及び本社付属機関は、柔軟かつ臨機応変に対応する必要性があり、そのための現在員を確保しているものである。
4. 以上の考え方を踏まえ、鉄道事業として社会から求められる役割は、事業所によって違うものではなく、社内外の状況に柔軟かつ臨機応変に対応できる体制を引き続きとっていくこととする。
5. 今回の議論を踏まえ、今後、問題等が生じた場合は、労使間の取扱いに関する協約に則り取り扱っていく。